

No.269

2016.9.20

連 帯

学校事務職員労働組合神奈川 (がくろう神奈川)

横浜市港北区篠原台町36-28-602

TEL/FAX 045-434-2114 http://gakurou.gjpw.net/

分限免職処分の不当性明らかに！

横浜新人学校事務職員解雇事件・処分撤回裁判

証人尋問行われる

丸3年間の裁判の最大の山場である証人尋問が、8月23、30日と行われた。全国から多くの支援者が駆け付け、裁判所がカラーコーンを並べて列を整えるほど。入りきれない人も出た。

23日は被告（横浜市）側証人3名の尋問が行われた。

○当時の東部学校

教育事務所係長

校長が作成する新採用者の勤務状況報告書について、8月13日が提出期限のところ本件では8月28日提出。同日付で、条件付き採用期間延長理由書も提出されている。このことは、期限内に一度は正式採用可とする勤務状況報告書が提出されていたのに、条件付き期間を延長するために市教委が校長に書き直させたことを疑わせる。

○Sさん配属校の

当時の校長

延長を、市教委のどの部署が言い出したのかも「覚えていない」。

また、処分の要否や程度の検討にあたり当然されるべき、過去に他校であった業務遅滞事例や市の懲戒処分基準との比較さえ、行っていないかつたこともわかった。同年度採用の教員との比較の中で、処分がいかに恣意的であったかも示された。

○Sさん配属校の

当時の校長

裁判官もこの点に関心をもち問い質したが、証人は曖昧な回答。「校長と話をしたかも」としつつ内容は覚えていないとした。条件付き採用期間

学校事務についての無知・無理解が明らかにあった。Sさんの落ち度と挙げる、手当認定漏れや校長専決権を超える金額の分割発注について、新採用で単数配置のSさんに助言指導するどころか、全く無関心でいた。

校長が決裁者であるはずの予算事務処理についても質問の意味さえ分らず、見かねた裁判官から説明されても、「専門的なことはよく分かりません」とうなだれる。

勤務状況報告書の2週間の提出遅れについては「期限を失念」。条件付き採用期間延長理由書は誰の指示で書いたのかも「分らない」とやはり曖昧な証言だった。

○当時の学事支援課係長

Sさん

Sさん（この4月に学校のA氏）を免職処分について追いつた。この証人と課員学校の事務職員が大きく関わった。この証人と課員のA氏（この4月に学校の現場に戻った）である。

8月以降「支援」名目で職場に乗り込み、現場実態に即さない事務処理や、直前の年末調整内容と重複し無意味な諸手当に関するアンケート実施などを指示してSさん

翻弄した挙句、途中から退職強要を行い、免職処分のお膳立てに走った。

最初の証人である元東部事務所係長は陳述書で、条件付き採用期間延長をめぐり8月に学事支援課から報告があったとしている。が、証人は延長を決めたのが誰なのか「分らない」とした。

この日の証人尋問はこれで終わった。

○原告側証人と

Sさん本人尋問

30日、原告側証人に立ったNさんは元学校事務職員で支援員もやっていた方。Sさんのもとにも当時1度、支援に行っている。2年前市教委により辞令1本で学校現場から引きはがされ、市教委に配置換えされた。

Nさんは学校事務と市教委の双方での業務体験をもとに、学校現場では決まり通りの事務処理は困難であることを丁寧に説明。被告側が言う「不適切な事務処理」は、実際は多くの学校で行われている（行わざるを得ない）実態を証言した。

人事院勧告出る

配偶者扶養手当の引下げ勧告

8月8日、今年度的人事院勧告が出された。内容は、主に若年層の月例給引上げ、勤勉手当の引上げ、配偶者の扶養手当引下げ、子の手当額引上げ等である。

配偶者手当の引下げは税制における配偶者控除の廃止等とも平行する、政府の政策要請に応えたものとみて間違いない。「女性の活躍を」と聞こえは良いが、その実は安価な労働力の供給を、ともなうかねない。

この10月から社会保険の適用拡大もあり、中には「今まで以上に働ける・働こう」と張り切っている方もいるだろう。

また、実際に支援員としてSさんのもとに行つた際、意欲も感じられたし、他の支援員も支援した感想として、初任者としては不足はないと語っていたことを証言した。

本人尋問でSさんは終始落ち着いて答え、一所懸命仕事に励んでいたこと、初任者として至らなかつた点は反省し、現場復帰したら当時の経験を生かしてしっかり仕事したい旨を切々と語った。

23日は閉廷後市教委への抗議のデモと裁判勝利決起集会を行った。最終弁論は12月15日。

夏のカンパをお寄せいただきありがとうございます

ごさいます

学校事務職員のための労働組合として、今後も取り組んでいきます

ところが企業の側では、社会保険の雇用者負担を避けるため、労働時間を週20時間未満に抑えようという動きもある。

がくろう神奈川は、例年通り神奈川県に賃銀要求書を提出するともに、今年は政令市移管を見据えて相模原・川崎・横浜の三市にも賃銀要求書を提出し、安心して働ける賃銀を求め、取り組めます。

工事のトラックを止める全学労連や支援の仲間たち（東村高江）



全交流・沖縄2016 10年ぶりの沖縄で、 私たちが見たこと、 考えたこと

この夏の全国学校事務労働者交流集会は10年ぶりに沖縄で開催。

日米安保体制の最前線として基地被害にさらされる沖縄の状況は、10年たっても何も変わらない。どころか、さらに新たな基地負担を押し付ける日本政府。

全交流は、「個人番号問題」「政令市費化問題と共同実施」「人事評価制度」等々、学校事務職員

の課題をみんなで議論すると同時に、日本政府の暴力に毅然と対峙し「基地にNO!」と意思表示する沖縄の闘いに全学労連として連帯するものになった。私たち自身も、仲間を踏み台にささやかな出世など望まず、当局が用意した組織にありもしない幻想を見ることなく、学校事務職員としての生き方を全うしていくことを改めて確認した全交流であった。

「標的の村」

高江を訪れて

全交流が終わって翌31日、沖縄の仲間の案内で高江と辺野古の闘いの現場へ。東村高江は

わずかに140人の集落だ。やんばるの森に、ノグチゲラやヤンバルクイナなど、希少生物や植物の宝庫。日本政府は今ここにオスプレイ訓練のためのヘリパッドを作ろうとしている。2か所はすでに出来上がり、残り4か所の工事が参院選翌日から始まった。7/22には「N1」表ゲートの座り込みデモが暴力的に撤去され、毎日十数台のトラックが工

事の砂利を運ぶ。

日曜日は静かだったが、再度訪れた翌月曜日は、民間警備員と全国から派遣された五百人の機動隊員（神奈川県警も！）、千人の沖縄県警が、抗議する住民や沖縄県内・全国からの支援の仲間を力づくで排除する様子を目の当たりにして、言葉も出ないほどのショックと怒りで震えた。作家の目取真俊さんが若い機動隊員に「沖縄のことを知っているのか」と語り続けて抗議するのを見て胸が詰まった。

川崎・政令市市移管交渉 臨任事務職員制度新設、 再任用格付けは未定

再任用格付けは未定

9月1日、川崎市教委より政令市費移管に伴う、再任用、臨任、非常勤職員の具体的労働条件の提案があった。組合は前々から臨任等の労働条件について、早急に示すよう要求してきたが、やっとそれが形となった。

学校事務職員に關しての提案内容は次のとおり。

◎再任用はフルとハーフで、級の格付けはこれから決める。

※現在、市行一は3級（約23万円）

◎臨任は新たに制度を作り給与面は県費と同水準とするが、市独自の「年齢別最低保証額」を適用することから36歳以上の

者は現行より給料月額がアップする。

◎非常勤は週29時間以内、2か月以上の任用で時間給時間給1220円というもの。

組合は臨任事務職の新設、非正規職員への特別休暇適用など評価しつつも、再任用格付けが未定なこと、臨任事務職の給料が正規職員と比べても、労働実態からみてもまだまだ低いこと、さらに退職手当支給要件を12月超とすることなど、問題があると判断。今後、取り組みを強めることで少しでも前進をはかつてゆく。

今も迷彩服を着た米海兵隊の訓練がフェンス越しに見える。昼夜を問わないオスプレイの訓練で、低周波音の地鳴りのような騒音に夜もゆっくり寝ることができない。事故の恐怖の中で日々暮らす困難さを想像してみてほしい。

工事が止まっている辺野古も、国が県を訴えた裁判の判決が16日に出れば、即の工事再開が懸念される。辺野古と高江と裁判と、三方からの攻撃「沖縄」を屈服させるためには手段を選ばないという日本政府の宣言に対して、ヤマトに住む私たちこそ問われている。沖縄を孤立させず、今ここからできることを私たちがやってみよう。

(K)